

茅ヶ崎市地域防災計画 地震災害対策計画（修正案） 新旧対照表

新	旧
<p>第1章 地震災害対策の計画的な推進 第3節 茅ヶ崎市の自然的・社会的条件 (略)</p> <p>第2 社会的条件</p> <p>1 人口※ 本市の人口は、令和〇年〇月〇日現在〇〇〇, 〇〇〇人であり、1 km²当たりの人口密度は、およそ〇, 〇〇〇人です。(※修正時点の直近の数値を反映)</p>	<p>P 5 第1章 地震災害対策の計画的な推進 第3節 茅ヶ崎市の自然的・社会的条件 (略)</p> <p>第2 社会的条件</p> <p>1 人口 本市の人口は、令和6年2月1日現在245, 647人であり、1 km²当たりの人口密度は、およそ6, 869人です。</p>
<p>第1章 地震災害対策の計画的な推進 第5節 地震災害対策計画の推進主体とその役割 (略)</p> <p>第1 市及び県の責務と処理すべき事務又は業務の大綱 (略)</p> <p>2 県 (略)</p> <p>(2) 湘南地域県政総合センター（県湘南現地災害対策本部） ア 略 イ 略 ウ 略 エ 所管区域内の市町村の支援ニーズの把握及び本部への報告に関すること オ 略 カ 所管区域内の市町村及び関係機関等の連絡調整に関すること キ 所管区域外からの災害応急支援要請に係る調整に関すること (略)</p> <p>(3) 藤沢土木事務所（県湘南現地災害対策本部第2土木部） (略)</p> <p>(4) 県衛生研究所（県湘南現地災害対策本部第4保健福祉部） (略)</p>	<p>P 1 4 第1章 地震災害対策の計画的な推進 第5節 地震災害対策計画の推進主体とその役割 (略)</p> <p>第1 市及び県の責務と処理すべき事務又は業務の大綱 (略)</p> <p>2 県 (略)</p> <p>(2) 湘南地域県政総合センター（県湘南現地災害対策本部） ア 略 イ 略 ウ 略 エ 所管区域内の市町の支援ニーズの把握及び本部への報告に関すること オ 略 カ 所管区域内の市町及び関係機関等の連絡調整に関すること キ 所管区域外からの災害応急支援要請にかかる調整に関すること (略)</p> <p>(3) 藤沢土木事務所（県湘南現地災害対策本部第2土木部） (略)</p> <p>(4) 県衛生研究所（県湘南現地災害対策本部第4保健福祉部） (略)</p>

新	旧
<p>第2 防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱 (略)</p> <p>2 指定公共機関及び指定地方公共機関 (略)</p> <p>(5) 日本赤十字社神奈川県支部 ア 略 イ 略 ウ 略 エ 略 オ 略 カ 略 <u>キ 復旧・復興に関する業務</u> <u>ク 防災・減災に関する業務</u> (略)</p>	<p>第2 防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱 (略)</p> <p>2 指定公共機関及び指定地方公共機関 (略)</p> <p>(5) 日本赤十字社神奈川県支部 ア 略 イ 略 ウ 略 エ 略 オ 略 カ 略 <u>キ (新設)</u> <u>ク (新設)</u> (略)</p>
<p>第2章 災害に強い組織・人づくり 第2節 防災知識の普及・啓発 (略)</p> <p>第1 市民等に対する防災知識の普及・啓発 企画政策部、くらし安心部、都 市部、保健所 (略)</p> <p>2 家庭における防災対策等の普及・啓発 市は、市民等に対して、食料・飲料水等の備蓄<u>や避難時のペット用品等の備蓄</u>、住宅の耐震診断や耐震補強、家具の転倒防止、危険ブロック塀の倒壊防止、保険・共済等の加入による生活再建に向けた事前の備え等の家庭での安全対策、<u>及び</u>大地震発生時の身を守る行動や家族との連絡方法、親戚・知人宅等の自主的な避難先の確保や避難時の注意事項等、災害時の行動について周知します。 (略)</p> <p>第8 災害教訓の伝承 関係部、関係機関 市及び関係機関は、過去に起こった大規模災害の教訓等を確実に後世に伝えていくために、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料</p>	<p>P 3 0</p> <p>第2章 災害に強い組織・人づくり 第2節 防災知識の普及・啓発 (略)</p> <p>第1 市民等に対する防災知識の普及・啓発 企画政策部、くらし安心部、都 市部 (略)</p> <p>2 家庭における防災対策等の普及・啓発 市は、市民等に対して、食料・飲料水等の備蓄、住宅の耐震診断や耐震補強、家具の転倒防止、危険ブロック塀の倒壊防止、保険・共済等の加入による生活再建に向けた事前の備え等の家庭での安全対策や、大地震発生時の身を守る行動や家族との連絡方法、親戚・知人宅等の自主的な避難先の確保や避難時の注意事項等、災害時の行動について周知します。 (略)</p> <p>第8 災害教訓の伝承 関係部、関係機関 市及び関係機関は、過去に起こった大規模災害の教訓等を確実に後世に伝えていくために、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料</p>

新	旧
<p>を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民が閲覧できるよう公開に努めます。<u>また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑等が持つ意味を正しく伝えていくよう努めます。</u> (略)</p>	<p>を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民が閲覧できるよう公開に努めます。<u>(新設)</u> (略)</p>
<p>第2章 災害に強い組織・人づくり 第3節 自己備蓄の推進 (略) 第1 自己備蓄の推進 くらし安心部 (略)</p> <p>3 その他の主な非常時持出品 女性や要配慮者は、避難生活を送る上で必要な持出品を準備しておくことで、避難生活の負担を軽減できます。 また、食物アレルギーをお持ちの方<u>や宗教上の理由等で食事に配慮が必要な方</u>も、自分に適した食料を普段から備蓄しておくことで、避難生活の負担を軽減できます。 (略) (1) 略 (2) 略 (3) 略 (4) 略 <u>(5) その他、食事に配慮が必要な方</u> ア 疾病等に応じた特殊栄養食品（アレルギー対応食品、摂食嚥下困難対応食品等） イ その他特殊食品（ハラール食等） <u>(6) ペットのいる家庭</u> (略) <u>(7) 感染症対策</u> (略)</p>	<p>P 3 3 第2章 災害に強い組織・人づくり 第3節 自己備蓄の推進 (略) 第1 自己備蓄の推進 くらし安心部 (略)</p> <p>3 その他の主な非常時持出品 女性や要配慮者は、避難生活を送る上で必要な持出品を準備しておくことで、避難生活の負担を軽減できます。 また、食物アレルギーをお持ちの方も、自分に適した食料を普段から備蓄しておくことで、避難生活の負担を軽減できます。 (略)</p> <p>(1) 略 (2) 略 (3) 略 (4) 略 <u>(新設)</u></p> <p><u>(5) ペットのいる家庭</u> (略) <u>(6) 感染症対策</u> (略)</p>
<p>第2章 災害に強い組織・人づくり 第4節 地域防災力の強化</p>	<p>P 3 5 第2章 災害に強い組織・人づくり 第4節 地域防災力の強化</p>

新	旧
<p>(略)</p> <p>【現状】</p> <p>○市には、現在1消防団本部と22分団（定員427人）が組織され、4地区（茅ヶ崎、鶴嶺、松林、小出）に分かれて活動を行っています。（令和6年4月1日現在）</p> <p>○市内には、令和6年4月現在、135自主防災組織が結成され、各組織では、防災訓練の企画、実施、活動に必要な資機材の整備、活動マニュアルの作成等に取り組んでおり、市は、その活動を支援しています。</p> <p>○市は、平成13年度より、地域防災の担い手となる防災リーダーの養成研修を実施しており、令和7年2月現在、○○○名（うち女性○○○名）の防災リーダーが自主防災組織等で活動しています。</p> <p>(略)</p> <p>第1 消防団の強化 消防本部、消防団</p> <p>1 消防団への加入促進</p> <p>市は、消防団への加入の促進を図るため、防災訓練等における消防団との連携、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識の啓発、各種イベント等での消防団の活動内容の紹介や歴史的・伝統的価値の再認識などにより、消防団に対する地域住民の理解を深めるとともに、<u>消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進める</u>よう努めます。</p> <p>2 消防団の装備の改善</p> <p>市は、消防団の装備について「消防団の装備の基準（昭和63年消防庁告示）」を踏まえ、安全対策、救助、情報通信等の整備の充実強化を図っていきます。<u>なお、整備の充実強化にあたり、大規模災害に備えた資機材や車両、拠点施設等の整備を進める</u>よう努めます。</p> <p>(略)</p> <p>第4 防災リーダーの養成 くらし安心部</p> <p>(略)</p> <p>2 防災リーダーの活動</p> <p>防災リーダーは、<u>自分たちの地域は自分たちで守る</u>という「共助」の取り組みである自主防災組織の一員として、平常時には地域住民への防災知識の普及・啓発、防災訓練での指導などの役割を担うとともに、災害時には情報の収集伝達活動、初期消火活動、救助・救急活動、応急救護活動、避難誘導、</p>	<p>(略)</p> <p>【現状】</p> <p>○市には、現在1消防団本部と22分団（定員427人）が組織され、4地区（茅ヶ崎、鶴嶺、松林、小出）に分かれて活動を行っています。（令和5年4月1日現在）</p> <p>○市内には、令和5年4月現在、135自主防災組織が結成され、各組織では、防災訓練の企画、実施、活動に必要な資機材の整備、活動マニュアルの作成等に取り組んでおり、市は、その活動を支援しています。</p> <p>○市は、平成13年度より、地域防災の担い手となる防災リーダーの養成研修を実施しており、令和6年2月現在、2,686名（うち女性776名）の防災リーダーが自主防災組織等で活動しています。</p> <p>(略)</p> <p>第1 消防団の強化 消防本部、消防団</p> <p>1 消防団への加入促進</p> <p>市は、消防団への加入の促進を図るため、防災訓練等における消防団との連携、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識の啓発、各種イベント等での消防団の活動内容の紹介や歴史的・伝統的価値の再認識などにより、消防団に対する地域住民の理解が深まるよう努めます。</p> <p>(略)</p> <p>2 消防団の装備の改善</p> <p>市は、消防団の装備について「消防団の装備の基準（昭和63年消防庁告示）」を踏まえ、安全対策、救助、情報通信等の整備の充実強化を図っていきます。</p> <p>第4 防災リーダーの養成 くらし安心部</p> <p>(略)</p> <p>2 防災リーダーの活動</p> <p>防災リーダーは、<u>自らの地域は自らで守る</u>という「共助」の取り組みである自主防災組織の一員として、平常時には地域住民への防災知識の普及・啓発、防災訓練での指導などの役割を担うとともに、災害時には情報の収集伝達活動、初期消火活動、救助・救急活動、応急救護活動、避難誘導、避難所</p>

新	旧
<p>避難所の開設・運営等の地域の防災活動において、中心的な役割を担います。 (略)</p>	<p>の開設・運営等の地域の防災活動において、中心的な役割を担います。 (略)</p>
<p>第2章 災害に強い組織・人づくり 第6節 防災訓練の実施 (略) 第7 災害警備訓練 茅ヶ崎警察署 警察は、南海トラフ地震臨時情報発表時及び地震災害発生時における災害警備活動の円滑な遂行を図るため、警備要員の招集、救出救助、交通規制等の訓練を実施します。 (略)</p>	<p>P 4 3 第2章 災害に強い組織・人づくり 第6節 防災訓練の実施 (略) 第7 灾害警備訓練 茅ヶ崎警察署 警察は、東海地震の警戒宣言発令時及び地震災害発生時における災害警備活動の円滑な遂行を図るため、警備要員の招集、救出救助、交通規制等の訓練を実施します。 (略)</p>
<p>第3章 災害に強いまちづくり 第1節 防災空間の確保 (略) 第3 避難場所等の指定 くらし安心部、市民部、経済部、文化スポーツ部、 福祉部、教育総務部、教育推進部 (略)</p> <p>2 指定避難所の指定 (1) 指定一般避難所 (略) ア 略 イ 略 ウ 略 エ 略 オ 略 カ 公共施設であること。なお、指定管理施設にあっては指定管理者との避難所開設時の役割分担が明確になっていること 本市では、市域に分散配置されており、住民に身近な公立小中学校(3校)を災害対策地区防災拠点と定め、そこを指定避難所として、被災者の避難生活を送る施設とするほか、災害情報の受伝達の拠点、在宅避難者や車中泊避難者等の避難所外避難者も含めた救援物資を配布する</p>	<p>P 4 8 第3章 災害に強いまちづくり 第1節 防災空間の確保 (略) 第3 避難場所等の指定 くらし安心部、市民部、経済部、文化スポーツ部、 福祉部、教育総務部、教育推進部 (略)</p> <p>2 指定避難所の指定 (1) 指定一般避難所 (略) ア 略 イ 略 ウ 略 エ 略 オ 略 カ 公共施設であること。なお、指定管理施設にあっては指定管理者との避難所開設時の役割分担が明確になっていること 本市では、市域に分散配置されており、住民に身近な公立小中学校(3校)を災害対策地区防災拠点と定め、そこを指定避難所として、被災者の避難生活を送る施設とするほか、災害情報の受伝達の拠点、在宅避難者等の避難所外避難者も含めた救援物資を配布する拠点等として活</p>

新	旧
拠点等として活用します。 (略)	用します。 (略)
第3章 災害に強いまちづくり 第3節 建築物等の防災対策 (略) 第6 その他安全対策 くらし安心部、都市部 1 ブロック塀等の倒壊防止対策 市は、災害時に倒壊の危険性があるブロック塀や石塀を生垣へ転換及び改修等の指導を行い、地域の安全性の向上を図ります。 (略)	P 5 3 第3章 災害に強いまちづくり 第3節 建築物等の防災対策 (略) 第6 その他安全対策 くらし安心部、都市部 1 ブロック塀等の倒壊防止対策 市は、災害時に倒壊の危険性があるブロック塀、石塀の生垣への転換及び改修等の指導を行い、地域の安全性の向上を図ります。 (略)
第3章 災害に強いまちづくり 第7節 事前復興対策 日本各地では阪神・淡路大震災、新潟県中越沖地震、東日本大震災、熊本地震、そして能登半島地震等、度重なる大規模地震災害に見舞われてきました。 (略) 第1 復興事前準備の推進 都市部 (略) 1 <u>事前復興まちづくり計画</u> の策定 (略) そのため、災害時に速やかに復興計画を策定するための事前対策として、被災後の混乱した状況下においても、市職員が円滑に復興業務を行えるようマニュアル整備を進める他、市民や市民団体、企業等の意見を踏まえながら、事前に準備しておくべき事項を整理し、 <u>事前復興まちづくり計画</u> の策定に取り組みます。 (略)	P 5 9 第3章 災害に強いまちづくり 第7節 事前復興対策 日本各地では阪神・淡路大震災、新潟県中越沖地震、東日本大震災そして熊本地震等、度重なる大規模地震災害に見舞われてきました。 (略) 第1 復興事前準備の推進 都市部 (略) 1 <u>事前復興計画</u> の策定 (略) そのため、災害時に速やかに復興計画を策定するための事前対策として、被災後の混乱した状況下においても、市職員が円滑に復興業務を行えるようマニュアル整備を進める他、市民や市民団体、企業等の意見を踏まえながら、事前に準備しておくべき事項を整理し、 <u>事前復興計画</u> の策定に取り組みます。 (略)
第4章 平常時の対策 第4節 医療救護・保健活動体制の充実 【現状】 (略)	P 6 9 第4章 平常時の対策 第4節 医療救護・保健活動体制の充実 【現状】 (略)

新	旧
<p>○令和<u>6</u>年3月時点で、市内に特定医療費（指定難病）医療受給者が<u>〇,〇〇〇</u>人おり、保健師等が患者・家族の支援を行っています。また、人工呼吸器を装着している方の災害時個別支援計画の作成を進めています。 (略)</p> <p>第2 初動医療体制の整備 保健所、<u>市立病院</u>、医療関係団体、医療機関、薬品会社</p> <p>(略)</p> <p>第4 保健師による活動体制の整備 保健所、<u>市保健師</u></p> <p>保健所は、災害時にその専門性を最大限に發揮し、迅速かつ円滑に被災者に対する医療救護活動や保健活動を行えるよう「災害時保健師活動マニュアル」を作成するとともに、日頃から医療関係団体等と連携し、活動体制を整備します。</p> <p>(略)</p>	<p>○令和<u>5</u>年3月時点で、市内に特定医療費（指定難病）医療受給者が<u>1,733</u>人おり、保健師等が患者・家族の支援を行っています。また、人工呼吸器を装着している方の災害時個別支援計画の作成を進めています。 (略)</p> <p>第2 初動医療体制の整備 保健所、<u>市保健師</u>、医療関係団体、医療機関、薬品会社</p> <p>(略)</p> <p>第4 保健師による活動体制の整備 保健所、<u>市保健師</u></p> <p>市保健師は、災害時にその専門性を最大限に發揮し、迅速かつ円滑に被災者に対する医療救護活動や保健活動を行えるよう「災害時保健師活動マニュアル」を作成するとともに、日頃から医療関係団体等と連携し、活動体制を整備します。</p> <p>(略)</p>
<p>第4章 平常時の対策</p> <p>第6節 避難対策</p> <p>【現状】</p> <p>○略</p> <p>○略</p> <p>○市では、新型コロナウイルス感染症<u>流行時の経験</u>を踏まえ、避難所となる公立小・中学校等に感染症対策用品の備蓄を進めるとともに、避難者の動線、ゾーニング等について各避難所でマニュアルを定めています。 (略)</p> <p>第2 避難所運営体制の強化 <u>くらし安心部、文化スポーツ部、保健所、配備職員、自主防災組織</u></p> <p>1 避難所運営体制の強化</p> <p>大規模な災害発生時には、家屋の損壊やライフラインの途絶等により、自宅での生活が不可能な被災者が多数発生するため、避難所での長期間にわたる共同生活が必要な事態となることが想定されます。そのため、市は、<u>あらかじめ避難所内のレイアウト等を検討しておくほか、災害対策地区防災拠点打合会を開催し、自主防災組織、配備職員及び学校職員等の関係者で避難所となる施設の把握、防災備蓄倉庫の防災用資機材の確認、避難所</u></p>	<p>P 74</p> <p>第4章 平常時の対策</p> <p>第6節 避難対策</p> <p>【現状】</p> <p>○略</p> <p>○略</p> <p>○市では、新型コロナウイルス感染症<u>含む感染症対策</u>を踏まえ、避難所となる公立小・中学校等に感染症対策用品の備蓄を進めるとともに、避難者の動線、ゾーニング等について各避難所でマニュアルを定めています。 (略)</p> <p>第2 避難所運営体制の強化 <u>くらし安心部、文化スポーツ部、保健所、配備職員、自主防災組織</u></p> <p>1 避難所運営体制の強化</p> <p>大規模な災害発生時には、家屋の損壊やライフラインの途絶等により、自宅での生活が不可能な被災者が多数発生するため、避難所での長期間にわたる共同生活が必要な事態となることが想定されます。そのため、市は、災害対策地区防災拠点打合会を開催し、自主防災組織、配備職員及び学校職員等の関係者で避難所となる施設の把握、防災備蓄倉庫の防災用資機材の確認、避難所運営の基本的な考え方等、避難所の開設、運営に係る基本</p>

新	旧
<p>運営の基本的な考え方等、避難所の開設、運営に係る基本的事項を確認します。</p> <p>(略)</p> <p>2 避難所運営マニュアルの見直し</p> <p>市は、円滑な避難所の運営を行うため、県の「避難所マニュアル策定指針」を参考にし、次の主な項目を中心に避難所運営マニュアルを見直します。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 略 (2) 略 (3) 略 (4) 略 (5) 略 (6) 略 (7) 略 (8) 略 (9) <u>在宅避難者や車中泊避難者等の</u>避難所外避難者への支援対策 <p>(略)</p> <p>5 ペット対策の周知・啓発</p> <p>避難所では、ペットの世話やペットフード、飲み水、ケージ等の確保、飼養場所の管理は原則として飼い主の責任で行うこととなります。</p> <p>市は、災害発生時に、飼い主が自己の責任で行うペットの同行避難や、適正な飼養管理ができるように、平常時から、飼い主に対してペットの飼養・管理方法を普及啓発するとともに、<u>ペットの有無による被災時等におけるニーズの違いに配慮し</u>、必要に応じて避難所運営マニュアルの修正を行います。</p> <p>(略)</p> <p>第5 在宅避難者や車中泊避難者等の避難所外避難者へ対する支援 くらし安心部、保健所</p> <p>災害発時には、<u>在宅避難者や車中泊避難者等の</u>避難所外避難者等が多く発生することが想定されます。</p> <p>市は、<u>在宅避難者や車中泊避難者等の</u>避難所外避難者等の把握及び支援、<u>避難スペース等の検討</u>、食料・救援物資の配布、健康対策の予防方法等の</p>	<p>的事項を確認します。</p> <p>(略)</p> <p>2 避難所運営マニュアルの見直し</p> <p>市は、円滑な避難所の運営を行うため、県の「避難所マニュアル策定指針」を参考にし、次の主な項目を中心に避難所運営マニュアルを見直します。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 略 (2) 略 (3) 略 (4) 略 (5) 略 (6) 略 (7) 略 (8) 略 (9) <u>在宅避難者や</u>避難所外避難者への支援対策 <p>(略)</p> <p>5 ペット対策の周知・啓発</p> <p>避難所では、ペットの世話やペットフード、飲み水、ケージ等の確保、飼養場所の管理は原則として飼い主の責任で行うこととなります。</p> <p>市は、災害発生時に、飼い主が自己の責任で行うペットの同行避難や、適正な飼養管理ができるように、平常時から、飼い主に対してペットの飼養・管理方法を普及啓発するとともに、必要に応じて避難所運営マニュアルの修正を行います。</p> <p>(略)</p> <p>第5 在宅避難者、避難所外避難者へ対する支援 くらし安心部、保健所</p> <p>災害発時には、避難所外避難者等が多く発生することが想定されます。</p> <p>市は、避難所外避難者等の把握及び支援、食料・救援物資の配布、健康対策の予防方法等の周知、市外へ避難した市民（以下「市外避難者」という。）の把握等の支援体制の整備を図ります。</p> <p>(略)</p>

新	旧
<p>周知、市外へ避難した市民（以下「市外避難者」という。）の把握等の支援体制の整備を図ります。</p> <p>（略）</p>	
<p>第4章 平常時の対策</p> <p>第8節 保健衛生、防疫、遺体の取扱いに関する対策</p> <p>（略）</p> <p>第1 保健衛生・防疫対策 環境部、下水道河川部、保健所 （略）</p> <p>6 トイレ対策</p> <p>市は、災害時においても衛生状態を保持するため、速やかに<u>仮設トイレ等</u>を設置できるよう避難所等での備蓄を進めます。</p> <p>また、し尿収集委託業者や<u>仮設トイレ等</u>のリース業者から、速やかに<u>仮設トイレ等</u>を調達できるよう体制を整備するとともに、マンホールトイレの普及・整備を進めます。</p> <p>7 ペット対策</p> <p>（略）</p> <p>また、市は、獣医師会及び動物愛護推進員等と連携し、飼い主による責任を基本とした同行避難及び避難所での飼養管理、放浪動物の保護や負傷動物等の救護体制を整備するとともに、<u>ペットの有無による被災時等におけるニーズの違いに配慮し</u>、必要に応じて避難所運営マニュアルの修正を行います。</p> <p>（略）</p>	<p>P 7 9</p> <p>第4章 平常時の対策</p> <p>第8節 保健衛生、防疫、遺体の取扱いに関する対策</p> <p>（略）</p> <p>第1 保健衛生・防疫対策 環境部、下水道河川部、保健所 （略）</p> <p>6 トイレ対策</p> <p>市は、災害時においても衛生状態を保持するため、速やかに<u>仮設トイレ等</u>を設置できるよう避難所等での備蓄を進めます。</p> <p>また、し尿収集委託業者や<u>仮設トイレ等</u>のリース業者から、速やかに<u>仮設トイレ等</u>を調達できるよう体制を整備するとともに、マンホールトイレの普及・整備を進めます。</p> <p>7 ペット対策</p> <p>（略）</p> <p>また、市は、獣医師会及び動物愛護推進員等と連携し、飼い主による責任を基本とした同行避難及び避難所での飼養管理、放浪動物の保護や負傷動物等の救護体制を整備するとともに、必要に応じて避難所運営マニュアルの修正を行います。</p> <p>（略）</p>
<p>第4章 平常時の対策</p> <p>第9節 飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給対策</p> <p>（略）</p> <p>第7 物資供給体制の整備 くらし安心部、経済部、神奈川県トラック協会 （略）</p> <p>4 物資拠点および効率的な運営体制の確保</p> <p>市は、救援物資を迅速かつ効率的に輸送するため、物資拠点から避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、</p>	<p>P 8 1</p> <p>第4章 平常時の対策</p> <p>第9節 飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給対策</p> <p>（略）</p> <p>第7 物資供給体制の整備 くらし安心部、経済部、神奈川県トラック協会 （略）</p> <p>4 物資拠点の確保</p> <p>市は、救援物資を迅速かつ効率的に輸送するため、物資拠点から避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、</p>

新	旧
<p>適切な物資拠点を選定しておきます。</p> <p><u>また、物資拠点の効率的な運営を実現するため、運送事業者等と協定を締結し、運営に必要な人員や資機材等の確保に努めます。</u></p> <p>(略)</p>	<p>適切な物資拠点を選定しておきます。</p> <p>(略)</p>
<p>第4章 平常時の対策</p> <p>第10節 教育・保育対策</p> <p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○略 ○略 ○略 <p>○市には指定等文化財として、令和<u>6</u>年4月1日時点で国指定<u>○</u>件、県指定<u>○</u>件、市指定<u>○○</u>件、国登録<u>○</u>件の文化財があるほか、博物館などの施設には未指定の文化財が収蔵されています。文化財パトロールなどを通じて、文化財の情報の把握に努めています。</p> <p>(略)</p>	<p>P 8 4</p> <p>第4章 平常時の対策</p> <p>第10節 教育・保育対策</p> <p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○略 ○略 ○略 <p>○市には指定等文化財として、令和<u>5</u>年4月1日時点で国指定<u>5</u>件、県指定 9 件、市指定 3 1 件、国登録 7 件の文化財があるほか、博物館などの施設には未指定の文化財が収蔵されています。文化財パトロールなどを通じて、文化財の情報の把握に努めています。</p> <p>(略)</p>
<p>第4章 平常時の対策</p> <p>第12節 緊急輸送道路等の確保対策</p> <p>(略)</p> <p>第4 緊急通行車両の事前の確認申出 経営総務部、各部</p> <p>1 緊急通行車両</p> <p>緊急通行車両は、災害対策基本法第50条第2項に規定する災害応急対策の実施責任者又はその委託を受けた者が使用する車両で、次に掲げる業務に必要な車両とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示 (2) 消防、水防その他の応急措置 (3) 被災者の救難、救助その他の保護 (4) <u>災害を受けた児童及び生徒の応急教育</u> (5) <u>施設及び設備の応急復旧</u> (6) <u>廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生</u> (7) <u>犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持</u> 	<p>P 8 7</p> <p>第4章 平常時の対策</p> <p>第12節 緊急輸送道路等の確保対策</p> <p>(略)</p> <p>第4 緊急通行車両の事前の確認申出 経営総務部、各部</p> <p>1 緊急通行車両</p> <p>緊急通行車両は、災害対策基本法第50条第2項に規定する災害応急対策の実施責任者又はその委託を受けた者が使用する車両で、次に掲げる業務に必要な車両とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示 (2) 消防、水防その他の応急措置 (3) 被災者の救難、救助その他の保護 (4) <u>施設及び設備の応急復旧</u> (5) <u>清掃、防疫その他の保健衛生</u> (6) <u>犯罪の予防、交通の規制その他被災地における社会秩序の維持</u> (7) <u>緊急輸送の確保</u>

新	旧
<p>(8) <u>緊急輸送の確保</u> (9) <u>災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置</u> (略)</p> <p>第4章 平常時の対策 第16節 広域応援・受援体制の充実強化 (略) 【課題】 ○東日本大震災や熊本地震、<u>能登半島地震</u>において、被災市町村では他自治体からの支援や広域応援部隊等の受入体制が十分に整備されておらず、多くの混乱が生じました。 ○ 略 ○「広域応援・受援体制の確立」のため、応援活動の拠点<u>や宿泊場所</u>となる施設や空間等の整備・拡充が必要です。 (略)</p> <p>第2 受援体制の整備 くらし安心部 (略)</p> <p>3 宿泊施設等の整備 <u>市は、他自治体や広域応援部隊等の応援を円滑に受け入れるため、応援職員等が宿泊できるホテルや旅館、公共施設等の空きスペース等の宿泊場所の整備を進めます。</u></p>	<p>(8) <u>応急教育の実施</u> (9) <u>その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置</u> (略)</p> <p>P 9 4</p> <p>第4章 平常時の対策 第16節 広域応援・受援体制の充実強化 (略) 【課題】 ○東日本大震災や熊本地震において、被災市町村では他自治体からの支援や広域応援部隊等の受入体制が十分に整備されておらず、多くの混乱が生じました。 ○ 略 ○「広域応援・受援体制の確立」のため、応援活動の拠点となる施設や空間等の整備・拡充が必要です。 (略)</p> <p>第2 受援体制の整備 くらし安心部 (略)</p> <p>3 (新設)</p>
<p>第5章 災害時の応急対策活動 災害応急対策活動の方針等 (略)</p> <p>第2 主要な災害応急対策の基本的な考え方 (略)</p> <p>6 避難対策 災害から住民等を保護するため、避難先を確保し安定した避難所運営を行うことで、被災者の生活環境の確保を図ります。 なお、この際、要配慮者の状況に十分配慮しながら、避難所避難者、<u>在宅</u></p>	<p>P 10 3</p> <p>第5章 災害時の応急対策活動 災害応急対策活動の方針等 (略)</p> <p>第2 主要な災害応急対策の基本的な考え方 (略)</p> <p>6 避難対策 災害から住民等を保護するため、避難先を確保し安定した避難所運営を行うことで、被災者の生活環境の確保を図ります。 なお、この際、要配慮者の状況に十分配慮しながら、避難所避難者、<u>在宅</u></p>

新	旧
<p>避難者や車中泊避難者等の避難所外避難者及び帰宅困難者等の被災者のニーズを踏まえた給食・給水、救援物資等の確保及び配布等の支援を行います。 (略)</p> <p>1.3 ライフライン等の応急復旧活動</p> <p>二次災害を防止し、被災者の日常生活を確保するため、ライフライン事業者は、災害時における活動体制を確立するとともに、被害状況を踏まえ、<u>道路管理者を含む</u>行政機関等と連携を図りながら応急対策を実施します。</p> <p>なお、ライフライン施設の復旧に当たっては、防災関係機関、医療施設、福祉施設、避難施設などの施設を優先的に実施します。 (略)</p>	<p>避難者等の避難所外避難者及び帰宅困難者等の被災者のニーズを踏まえた給食・給水、救援物資等の確保及び配布等の支援を行います。 (略)</p> <p>1.3 ライフライン等の応急復旧活動</p> <p>二次災害を防止し、被災者の日常生活を確保するため、ライフライン事業者は、災害時における活動体制を確立するとともに、被害状況を踏まえ、行政機関等と連携を図りながら応急対策を実施します。</p> <p>なお、ライフライン施設の復旧に当たっては、防災関係機関、医療施設、福祉施設、避難施設などの施設を優先的に実施します。 (略)</p>
<p>第5章 災害時の応急対策活動</p> <p>第2節 災害情報の受伝達</p> <p>(略)</p> <p>第2 災害時の広報 総括・情報班、企画政策部、くらし安心部、消防部、防災関係機関</p> <p>(略)</p> <p>2 広報手段</p> <p>(略)</p> <p>(4) 避難所での<u>チラシ等</u>の配布又は壁新聞等の掲示</p> <p>(略)</p> <p>3 市が行う広報連絡系統図</p>	<p>P 1 1 1</p> <p>第5章 災害時の応急対策活動</p> <p>第2節 災害情報の受伝達</p> <p>(略)</p> <p>第2 災害時の広報 総括・情報班、企画政策部、くらし安心部、消防部、防災関係機関</p> <p>(略)</p> <p>2 広報手段</p> <p>(略)</p> <p>(4) 避難所でのチラシ、<u>臨時広報紙</u>等の配布又は壁新聞等の掲示</p> <p>(略)</p> <p>3 市が行う広報連絡系統図</p>

新	旧
<pre> graph LR 市 --> A[即時性の高い媒体 防災行政用無線、防災ラジオ、戸別受信機、X（旧ツイッター）、緊急速報メール、t v k データ放送、LINE] 市 --> B[インターネットによる配信 ホームページ、携帯サイト] 市 --> C[地域への周知 広報車、消防車両による巡回放送] 市 --> D[現場での周知 チラシ、広報紙、壁新聞の配布、掲示] 市 --> E[報道機関への情報提供 メール・ファクシミリによる記者発表、ニアート] 市 --> F[（略）] </pre> <p>即時性の高い媒体 防災行政用無線、<u>防災ラジオ</u>、戸別受信機、X（旧ツイッター）、緊急速報メール、<u>t v k データ放送</u>、LINE</p> <p>インターネットによる配信 ホームページ、携帯サイト</p> <p>地域への周知 広報車、消防車両による巡回放送</p> <p>現場での周知 チラシ、広報紙、壁新聞の配布、掲示</p> <p>報道機関への情報提供 <u>メール・ファクシミリによる記者発表、ニアート</u></p> <p>(略)</p>	<pre> graph LR 市 --> A[即時性の高い媒体 防災行政用無線、地域情報配信システム、X（旧ツイッター）、緊急速報メール、t v k、ラジオ、ニアート、LINE] 市 --> B[インターネットによる配信 ホームページ、携帯サイト] 市 --> C[地域への周知 広報車、消防車両による巡回放送] 市 --> D[現場での周知 チラシ、広報紙、壁新聞の配布、掲示] 市 --> E[報道機関への情報提供 <u>ファクシミリによる記者発表</u>] 市 --> F[（略）] </pre> <p>即時性の高い媒体 防災行政用無線、<u>地域情報配信システム</u>、X（旧ツイッター）、緊急速報メール、<u>t v k</u>、<u>ラジオ</u>、<u>ニアート</u>、LINE</p> <p>インターネットによる配信 ホームページ、携帯サイト</p> <p>地域への周知 広報車、消防車両による巡回放送</p> <p>現場での周知 チラシ、広報紙、壁新聞の配布、掲示</p> <p>報道機関への情報提供 <u>ファクシミリによる記者発表</u></p> <p>(略)</p>
<p>第3 被害情報等の収集・報告 総括・情報班</p> <p>(略)</p> <p>2 被害情報等の報告</p> <p>(略)</p> <p>(3) (略) ア 略 イ 略 ウ 有線及び無線通信等が不通の場合は、県湘南地域県政総合センター（<u>湘南</u>現地灾害対策本部）と連携を図り、情報伝達体制の確保に努めます。</p> <p>(略)</p>	<p>第3 被害情報等の収集・報告 総括・情報班</p> <p>(略)</p> <p>2 被害情報等の報告</p> <p>(略)</p> <p>(3) (略) ア 略 イ 略 ウ 有線及び無線通信等が不通の場合は、県湘南地域県政総合センター（<u>県</u>現地灾害対策本部）と連携を図り、情報伝達体制の確保に努めます。</p> <p>(略)</p>
<p>第5章 災害時の応急対策活動</p> <p>第4節 医療救護・保健活動</p> <p>(略)</p>	<p>P 118</p> <p>第5章 災害時の応急対策活動</p> <p>第4節 医療救護・保健活動</p> <p>(略)</p>

新	旧
第1 市立病院の活動 市立病院部 (略) 1 医療救護活動 (1) 略 (2) 市立病院は、備蓄医薬品、医療資機材等を活用し、 <u>都道府県医療救護班</u> と連携し、地域における医療救護活動に努めます。 (略)	第1 市立病院の活動 市立病院部 (略) 1 医療救護活動 (1) 略 (2) 市立病院は、備蓄医薬品、医療資機材等を活用し、 <u>医療救護班</u> と連携し、地域における医療救護活動に努めます。 (略)
第3 茅ヶ崎市・寒川町災害医療対策会議の活動 保健所部 (略) (1) 略 (2) <u>県保健医療調整本部に対し、必要となる保健医療活動チームのうち都道府県医療救護班、JMAT、日本赤十字社救護班及び薬剤師チーム（以下、「都道府県医療救護班等」という。）の派遣、医薬品の確保、血液製剤の供給等に関する要請を行うこと</u> (3) <u>保健医療活動チームの受け入れ・派遣調整（配置する医療救護施設等の基本的な優先順位等）、傷病者の搬送調整等に関すること</u> (略)	第3 茅ヶ崎市・寒川町災害医療対策会議の活動 保健所部 (略) (1) 略 (2) <u>保健医療活動チーム（医療救護班及び薬剤師チーム）の受け入れ・派遣調整（配置する医療救護施設等の基本的な優先順位等）、傷病者の搬送調整等に関すること</u> (3) <u>県保健医療調整本部に対し、必要となる保健医療活動チーム（医療救護班及び薬剤師チーム）の派遣、医薬品等の確保、血液製剤の供給等に関する要請を行うこと</u> (略)
第4 医療救護活動 救援物資対策班、保健医療対策班、保健所部、市保健師（保健師班）、医療関係団体、医療機関、薬品会社、消防部 (略) 1 医療救護活動体制 災害状況に応じて、医療救護所 <u>の</u> 開設場所の選定や、医療関係団体への要員の派遣要請を実施します。 また、市内の医療機関の被災状況、診療状況を把握し、被災者や医療機関、医療救護所に情報提供するとともに、医療機関や医療救護所の医療救護活動を支援します。 <u>なお、市ののみでは医療救護活動の実施が困難であると茅ヶ崎市・寒川町災害医療対策会議が判断したときは、県保健医療調整本部に対し、都道府県医療救護班等の派遣要請を行います。</u> 市は、大規模災害が発生した場合、 <u>必要に応じて医療救護班を編成し、医療救護所へ派遣します。</u>	第4 医療救護活動 救援物資対策班、保健医療対策班、保健所部、市保健師（保健師班）、医療関係団体、医療機関、薬品会社、消防部 (略) 1 医療救護活動体制 災害状況に応じて、医療救護所開設場所の選定や、医療関係団体への要員の派遣要請を実施します。 また、市内の医療機関の被災状況、診療状況を把握し、被災者や医療機関、医療救護所に情報提供するとともに、医療機関や医療救護所の医療救護活動を支援します。 <u>また、市ののみでは医療救護活動の実施が困難であると市長が判断したときは、県知事に対し、茅ヶ崎市・寒川町災害医療対策会議を通じて、保健医療活動チームの派遣要請を行います。</u> 市は、大規模災害が発生した場合、 <u>医療救護班を必要に応じて編成し、医療救護所へ派遣します。</u>

新	旧
<p>2 医療救護活動の方針</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 応急医療後の対処 <u>市は、医療機関の稼働状況や避難所における医療救護ニーズの状況に応じて、<u>応急医療</u>の規模の縮小又は中止を<u>判断</u>します。</u> (略)</p> <p>3 医療救護所の開設 <u>市は、医療救護所の開設を決定したときは、速やかに医療救護所を開設し、傷病者の受入れを行います。</u></p> <p>4 医療救護所における活動</p> <p>(1) <u>医療救護所における</u>活動 <u>市は、医療関係団体、ボランティア等と連携し、医療救護所において、医療関係団体や広域応援部隊等の協力のもとでトリアージを実施し、中等症群以上の傷病者を後方医療機関へ搬送する手配を行うほか、軽症群の傷病者への処置を行います。</u></p> <p>(2) 医療関係団体の活動 医療関係団体は、市から協力要請を受け、その必要を認めたときは、<u>保健所部</u>に要員を派遣し、医療救護活動を実施します。 (略)</p> <p>6 後方医療機関等への搬送及び収容対応 <u>市は、医療救護を受けた者又は助産が必要な者のうち、<u>後方医療機関等</u>に収容する必要がある者を搬送する手配をします。</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 妊産婦等の搬送 <u>市は、助産への対応要請があった場合は、妊産婦や新生児の状況に応じて、茅ヶ崎市・寒川町災害医療対策会議を通じて、市内の受入れ可能な助産施設や中核病院である市立病院、基幹病院である東海大学医学部附属病院に搬送する手配をします。</u> (略)</p>	<p><u>医療救護班は、保健医療対策班の指揮のもと、医療救護活動を実施します。</u></p> <p>2 医療救護活動の方針</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 応急医療後の対処 <u>応急医療は、医療機関の稼働状況や避難所における医療救護ニーズの状況に応じて、規模の縮小又は中止を<u>するもの</u>とします。</u> (略)</p> <p>3 医療救護所の開設 <u>医療救護班は、医療救護所の開設指示があった時は、指示のあった開設予定場所に向かい、準備を行います。準備が整った時は、保健所部を通じて保健医療対策班に報告し、報告を受けた保健医療対策班は、広報依頼等の必要な措置を講じます。</u></p> <p>4 医療救護所における活動</p> <p>(1) <u>医療救護班</u>の活動 <u>医療救護班は、医療関係団体、ボランティア等と連携し、医療救護所において、<u>迅速かつ的確な医療救護活動を実施するとともに、医療関係団体や広域応援部隊等の協力のもと、後方医療機関への重症病者の搬送、医薬品等の調達を実施します。</u></u></p> <p>(2) 医療関係団体の活動 医療関係団体は、市から協力要請を受け、その必要を認めたときは、<u>医療救護班</u>に要員を派遣し、医療救護活動を実施します。 (略)</p> <p>6 後方医療機関等への搬送及び収容対応 <u>医療救護班</u>は、医療救護を受けた者又は助産が必要な者のうち、収容する必要がある者を<u>後方医療機関に</u>搬送する手配をします。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 妊産婦等の搬送 <u>医療救護班</u>は、助産への対応要請があった場合は、妊産婦や新生児の状況に応じて、茅ヶ崎市・寒川町災害医療対策会議を通じて、市内の受入れ可能な助産施設や中核病院である市立病院、基幹病院である東海大学医学部附属病院に搬送する手配をします。 (略)</p>

新	旧
第5 DMA Tとの連携 (略)	第5 DMA Tとの連携 (略)
第6 DPATとの連携 (略)	第6 DPATとの連携 (略)
第7 DHETの活動 (略)	第7 DHETの活動 (略)
第8 DICTとの連携 保健所部 市は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じて、避難施設等における感染制御活動を支援する、災害時感染制御支援チーム（DICT : Disaster Infection Control Team）の派遣を迅速に要請します。	第8 新設
第9 災害支援ナースの活動 保健所部 災害支援ナースは、急性期から亜急性期の看護ニーズが高まる期間において、被災住民の健康維持・確保に必要な看護を提供とともに、現地看護職員等への支援活動を行います。	第9 新設
1 災害支援ナースの活動 (1) 災害支援看護業務 ア 被災地の医療機関等に派遣されて実施する看護業務 イ 救護所での診療及び避難所での巡回診療 ウ 避難所の環境整備及び公衆衛生 エ 被災者の心のケア	
第10 保健師による災害時の活動 保健所部 (略)	第8 保健師による災害時の活動 市保健師（保健師班） (略)
第5章 災害時の応急対策活動 第6節 避難対策 (略) 第3 避難所の開設・運営 総括・情報班、避難所対策班、保健所部、教育部、配備職員、自主防災組織 (略)	P 128 第5章 災害時の応急対策活動 第6節 避難対策 (略) 第3 避難所の開設・運営 総括・情報班、避難所対策班、保健所部、教育部、配備職員、自主防災組織 (略)

新	旧
<p>2 避難所の運営</p> <p>(略)</p> <p>(3) 避難所の状況報告</p> <p>配備職員は自身が知り得る状況や、避難者<u>や自主防災組織等</u>から得た被災状況を端的にとりまとめ、早期対応が必要な重要情報については、逐次災害対策本部へ報告し、それ以外の情報については、定時報告を行います。</p> <p>ア 定時報告</p> <p>(ア) 略 (イ) 略 (ウ) 略 (エ) 略 (オ) 略 (カ) <u>在宅避難者や車中泊避難者等の</u>避難所外避難者等の状況</p> <p>(略)</p> <p>(7) 感染症患者等への対応</p> <p>インフルエンザ等の感染症が、避難所全体に拡大することを防止するため、感染症患者等の専用スペースを確保します。</p> <p>市は、感染症の発生、拡大がみられる場合は、<u>医療関係者の助言に基づき</u>感染症対策として必要な措置を講じます。</p> <p>(8) 避難所におけるペット対応</p> <p>市は、ペットの放浪・逸走、動物由来感染症の防止、被災者の心のケア、動物愛護の観点からペットの同行避難を推進します。ペットの世話やペットフードの確保、飼養場所の管理等、同行避難されたペットの飼養管理は飼い主が行うことを原則とし、市は、獣医師会及び動物愛護推進員等と連携し、避難所での飼養に必要な支援を行<u>うほか、避難所等におけるペットの受入状況を含む避難状況等の把握に努めます。</u></p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>3 避難所運営に対する災害対策本部の措置</p> <p>市は、災害対策本部の統括調整部に避難所対策班を設置し、災害状況に応じた避難所対策を講じます。</p> <p>(1) 略</p>	<p>2 避難所の運営</p> <p>(略)</p> <p>(3) 避難所の状況報告</p> <p>配備職員は自身が知り得る状況や、避難者から得た被災状況を端的にとりまとめ、早期対応が必要な重要情報については、逐次災害対策本部へ報告し、それ以外の情報については、定時報告を行います。</p> <p>ア 定時報告</p> <p>(ア) 略 (イ) 略 (ウ) 略 (エ) 略 (オ) 略 (カ) <u>在宅避難者や避難所外避難者等の</u>状況</p> <p>(略)</p> <p>(7) 感染症患者等への対応</p> <p>インフルエンザ等の感染症が、避難所全体に拡大することを防止するため、感染症患者等の専用スペースを確保します。</p> <p>市は、感染症の発生、拡大がみられる場合は、感染症対策として必要な措置を講じます。</p> <p>(8) 避難所におけるペット対応</p> <p>市は、ペットの放浪・逸走、動物由来感染症の防止、被災者の心のケア、動物愛護の観点からペットの同行避難を推進します。ペットの世話やペットフードの確保、飼養場所の管理等、同行避難されたペットの飼養管理は飼い主が行うことを原則とし、市は、獣医師会及び動物愛護推進員等と連携し、避難所での飼養に必要な支援を行います。</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>3 避難所運営に対する災害対策本部の措置</p> <p>市は、災害対策本部の統括調整部に避難所対策班を設置し、災害状況に応じた避難所対策を講じます。</p> <p>(1) 略</p>

新	旧
<p>(2) 周辺の状況把握 市は、配備職員からの状況報告を基に、避難所周辺の被災状況や、<u>在宅避難者や車中泊避難者等の</u>避難所外避難者等を把握します。</p> <p>(略)</p> <p>第6 要配慮者及び避難行動要支援者支援対策 避難所対策班、要配慮者対策班、文化スポーツ部、福祉部、こども育成部、保健所部、消防部、茅ヶ崎警察署</p> <p>(略)</p> <p>2 避難所における要配慮者に対する支援</p> <p>(1) 略 (2) 略 (3) 市は、災害発生時に、要配慮者の福祉ニーズに的確に対応し、避難生活中における災害時要配慮者の生活機能の低下の防止や安定的な日常生活への移行等の必要な支援を行うことができるよう、適宜、県に対してDWAT (Disaster Welfare Assistance Team: 災害派遣福祉チーム) の派遣を要請するなどの措置を実施します。なお、DWATの<u>主な</u>活動については次のとおりです。 ア 要配慮者のスクリーニング及び福祉避難所等への<u>誘導</u> イ 要配慮者の心身の状態の把握や日常生活上の<u>支援</u> ウ 一般避難所等内の環境整備 エ 神奈川DWAT本部等との連絡調整</p> <p>(略)</p> <p>第8 在宅避難者や車中泊避難者等の避難所外避難者への対応 避難所対策班、保健所部</p> <p>1 在宅避難者や車中泊避難者等の避難所外避難者の把握・支援 市は、自治会や自主防災組織等の協力を得て、<u>在宅避難者や車中泊避難者等の</u>避難所外避難者等の避難場所、人数、支援の要否やその内容等の把握に努めるとともに、飲料水、食料及び生活必需物資等の配布並びに情報等の提供が行えるよう、必要な支援を実施します。</p> <p>(略)</p>	<p>(2) 周辺の状況把握 市は、配備職員からの状況報告を基に、避難所周辺の被災状況や<u>在宅避難者、</u>避難所外避難者等を把握します。</p> <p>(略)</p> <p>第6 要配慮者及び避難行動要支援者支援対策 避難所対策班、要配慮者対策班、文化スポーツ部、福祉部、こども育成部、保健所部、消防部、茅ヶ崎警察署</p> <p>(略)</p> <p>2 避難所における要配慮者に対する支援</p> <p>(1) 略 (2) 略 (3) 市は、災害発生時に、要配慮者の福祉ニーズに的確に対応し、避難生活中における災害時要配慮者の生活機能の低下の防止や安定的な日常生活への移行等の必要な支援を行うことができるよう、適宜、県に対してDWAT (Disaster Welfare Assistance Team: 災害派遣福祉チーム) の派遣を要請するなどの措置を実施します。なお、DWATの活動については次のとおりです。 ア 要配慮者のスクリーニング及び福祉避難所等への<u>移送検討</u> イ 要配慮者の心身の状態の把握や日常生活上の<u>支援</u> ウ 一般避難所等内の環境整備 エ 神奈川DWAT本部等との連絡調整</p> <p>(略)</p> <p>第8 在宅避難者、避難所外避難者への対応 避難所対策班、保健所部</p> <p>1 在宅避難者及び避難所外避難者の把握・支援 市は、自治会や自主防災組織等の協力を得て、<u>在宅避難者や</u>避難所外避難者等の避難場所、人数、支援の要否やその内容等の把握に努めるとともに、飲料水、食料及び生活必需物資等の配布並びに情報等の提供が行えるよう、必要な支援を実施します。</p> <p>(略)</p>
第5章 災害時の応急対策活動	P 138 第5章 災害時の応急対策活動

新	旧
<p>第8節 保健衛生、防疫、遺体の取扱いに関する活動</p> <p>(略)</p> <p>第1 保健衛生・防疫活動 保健医療対策班、衛生・災害廃棄物対策班、<u>環境部、保健所部、市保健師（保健師班）</u></p> <p>1 保健衛生</p> <p>(1) 略 (2) 略 (3) 衛生管理</p> <p>ア 略 イ 略 ウ トイレ等の衛生確保</p> <p>市は、避難所の生活環境を確保するため、必要に応じて<u>仮設トイレ等</u>を早期に設置するとともに、<u>トイレカー等の設置に配慮するよう努めます。</u></p> <p><u>また、衛生状態保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等について必要な措置を講じます。</u></p> <p>(略)</p> <p>2 防疫対策</p> <p>(略)</p> <p>(1) 防疫活動</p> <p>市は、被災地域における次の防疫活動を行います。なお、必要に応じ民間委託業者等に依頼します。</p> <p>ア 略 イ 略 ウ 略 エ 被災地域の状況により家庭ごみ等の集積場所及び<u>仮設トイレ等</u>の消毒 オ 略</p> <p>(略)</p>	<p>第8節 保健衛生、防疫、遺体の取扱いに関する活動</p> <p>(略)</p> <p>第1 保健衛生・防疫活動 保健医療対策班、衛生・災害廃棄物対策班、保健所部、<u>市保健師（保健師班）</u></p> <p>1 保健衛生</p> <p>(1) 略 (2) 略 (3) 衛生管理</p> <p>ア 略 イ 略 ウ トイレ等の衛生確保</p> <p>市は、避難所の生活環境を確保するため、必要に応じて<u>仮設トイレ</u>を早期に設置するとともに、衛生状態保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等について必要な措置を講じます。</p> <p>(略)</p> <p>2 防疫対策</p> <p>(略)</p> <p>(1) 防疫活動</p> <p>市は、被災地域における次の防疫活動を行います。なお、必要に応じ民間委託業者等に依頼します。</p> <p>ア 略 イ 略 ウ 略 エ 被災地域の状況により家庭ごみ等の集積場所及び<u>仮設トイレ</u>の消毒 オ 略</p> <p>(略)</p>
<p>第5章 災害時の応急対策活動</p> <p>第9節 飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給活動</p>	<p>P 1 4 1</p> <p>第5章 災害時の応急対策活動</p> <p>第9節 飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給活動</p>

新	旧
<p>被災者の生活の維持のため、被災者のニーズに応じて必要な食料、飲料水、毛布の生活必需品等を調達・確保し、被災者に供給します。</p> <p>この際、求められる物資は時間の経過とともに変化することに留意するとともに、夏季の扇風機等、冬季の暖房器具や燃料等、被災時期に応じたニーズ、要配慮者等への対応や男女のニーズの違いに配慮します。</p> <p>また、<u>在宅避難者や車中泊避難者等の避難所外避難者</u>に対しても物資等が提供されるよう努めます。</p> <p>(略)</p> <p>第5 食料及び生活必需物資等の集積と配分 救援物資対策班、避難所対策班、 経済部</p> <p>(略)</p> <p>3 調達物資等の配分</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 略 (2) <u>在宅避難者や車中泊避難者等の避難所外避難者等へは、最寄りの避難所で実施します。</u> (3) 略 <p>(略)</p>	<p>被災者の生活の維持のため、被災者のニーズに応じて必要な食料、飲料水、毛布の生活必需品等を調達・確保し、被災者に供給します。</p> <p>この際、求められる物資は時間の経過とともに変化することに留意するとともに、夏季の扇風機等、冬季の暖房器具や燃料等、被災時期に応じたニーズ、要配慮者等への対応や男女のニーズの違いに配慮します。</p> <p>また、<u>在宅避難者等</u>に対しても物資等が提供されるよう努めます。</p> <p>(略)</p> <p>第5 食料及び生活必需物資等の集積と配分 救援物資対策班、避難所対策班、 経済部</p> <p>(略)</p> <p>3 調達物資等の配分</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 略 (2) <u>在宅避難者や避難所外避難者等へは、最寄りの避難所で実施します。</u> (3) 略 <p>(略)</p>
<p>第5章 災害時の応急対策活動</p> <p>第12節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動</p> <p>(略)</p> <p>第7 緊急通行車両の取扱い 経営総務部、各部</p> <p>(略)</p> <p>2 緊急通行車両の追加交付申請</p> <p>(略)</p> <p>(1) 緊急通行車両の種類</p> <p>緊急通行車両は、災害対策基本法第50条第2項に規定する災害応急対策の実施責任者、又はその委託を受けた者が使用する車両で、次に掲げる業務に必要な車両とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告、指示 イ 消防、水防その他の応急措置 ウ 被災者の救難、救助その他の保護 	<p>P 151</p> <p>第5章 災害時の応急対策活動</p> <p>第12節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動</p> <p>(略)</p> <p>第7 緊急通行車両の取扱い 経営総務部、各部</p> <p>(略)</p> <p>2 緊急通行車両の追加交付申請</p> <p>(略)</p> <p>(1) 緊急通行車両の種類</p> <p>緊急通行車両は、災害対策基本法第50条第2項に規定する災害応急対策の実施責任者、又はその委託を受けた者が使用する車両で、次に掲げる業務に必要な車両とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告、指示 イ 消防、水防その他の応急措置 ウ 被災者の救難、救助その他の保護

新	旧
<p><u>エ 災害を受けた児童及び生徒の応急教育</u> <u>オ 施設及び設備の応急復旧</u> <u>カ 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生</u> <u>キ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持</u> <u>ク 緊急輸送の確保</u> <u>ケ 災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置</u> (略)</p> <p>第8 ヘリコプターによる緊急輸送手段の確保 総括・情報班</p> <p>市は、あらかじめ指定した「ヘリコプターの臨時離着陸場」の中からヘリコプターの臨時離着陸場を開設するとともに、防災関係機関への周知徹底を図ります。</p> <p>また、救急患者、医師その他救急活動に必要な人員及び緊急物資の輸送に際し、<u>緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には、陸上自衛隊等防災関係機関によるヘリコプター輸送を県へ積極的に要請し、緊急時の輸送手段の確保に努めます。</u></p> <p>(略)</p>	<p><u>エ 施設及び設備の応急復旧</u> <u>オ 清掃、防疫その他の保健衛生</u> <u>カ 犯罪の予防、交通の規制その他被災地における社会秩序の維持</u> <u>キ 緊急輸送の確保</u> <u>ク 応急教育の実施</u> <u>ケ その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置</u> (略)</p> <p>第8 ヘリコプターによる緊急輸送手段の確保 総括・情報班</p> <p>市は、あらかじめ指定した「ヘリコプターの臨時離着陸場」の中からヘリコプターの臨時離着陸場を開設するとともに、防災関係機関への周知徹底を図ります。</p> <p>また、救急患者、医師その他救急活動に必要な人員及び緊急物資の輸送に際し、<u>特に緊急を要する場合は、陸上自衛隊等防災関係機関によるヘリコプターによる輸送を県に要請し、緊急時の輸送手段の確保に努めます。</u></p> <p>(略)</p>
<p>第5章 災害時の応急対策活動</p> <p>第13節 ライフライン等の応急復旧活動</p> <p>二次災害を防止し、被災者の日常生活を確保するため、ライフライン事業者は、災害時における活動体制を確立するとともに、被害状況を踏まえ、<u>道路管理者を含む行政機関等と連携を図りながら応急対策を実施します。</u></p> <p>なお、ライフライン施設の復旧に当たっては、防災関係機関、医療施設、福祉施設、避難施設などの施設を優先的に実施します。</p>	<p>P 153</p> <p>第5章 災害時の応急対策活動</p> <p>第13節 ライフライン等の応急復旧活動</p> <p>二次災害を防止し、被災者の日常生活を確保するため、ライフライン事業者は、災害時における活動体制を確立するとともに、被害状況を踏まえ、行政機関等と連携を図りながら応急対策を実施します。</p> <p>なお、ライフライン施設の復旧に当たっては、防災関係機関、医療施設、福祉施設、避難施設などの施設を優先的に実施します。</p>
<p>第1 上水道施設 県企業庁茅ヶ崎水道営業所</p> <p>(略)</p> <p>5 市との調整</p> <p>上水道が復旧しても下水道が復旧していない場合、給水を見合わせるといった事態が想定されます。復旧にあたっては、<u>市下水道河川部</u>と調整しながら応急復旧を進めます。</p> <p>(略)</p>	<p>第1 上水道施設 県企業庁茅ヶ崎水道営業所</p> <p>(略)</p> <p>5 市との調整</p> <p>上水道が復旧しても下水道が復旧していない場合、給水を見合わせるといった事態が想定されます。復旧にあたっては、<u>市下水道部</u>と調整しながら応急復旧を進めます。</p> <p>(略)</p>

新		旧																	
第4 都市ガス施設 東京ガスネットワーク（株） (略)		第4 都市ガス施設 東京ガスネットワーク（株） (略)																	
1 非常体制の設置 災害が発生するおそれがある場合、または発生した場合に対処するための非常体制を設置します。		1 非常体制の設置 災害が発生するおそれがある場合、または発生した場合に対処するための非常体制を設置します。																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>体制区分</th><th>適用条件</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第0次非常体制</td><td>1. 震度5弱の地震が発生した場合、その他必要な場合</td></tr> <tr> <td>第一次非常体制</td><td> 1. 震度5強の地震が発生した場合、その他必要な場合 2. 地震以外の自然災害により、社会的な影響が大きいと考えられる重大な供給支障等の事故が発生、または予想される場合 3. 自然災害以外の理由により、社会的な影響が大きいと考えられる重大な供給支障等の事故が発生、または予想される場合 4. 地震警戒宣言等（東海地震予知情報、南海トラフ地震臨時情報、北海道・三陸沖後発地震注意情報）が発表された場合 5. 当社の事業運営に大きな影響を及ぼす非常事態が発生した場合、又は発生が予測される場合 </td></tr> <tr> <td>第二次非常体制</td><td> 1. 震度6弱以上の地震が発生した場合 2. 震度5弱・5強の地震が発生し、中圧又は低圧ブロックを供給停止した場合 3. 地震以外の自然災害により、社会的な影響が極めて大きいと考えられる重大な供給支障等の事故が発生、または予想される場合 4. 自然災害以外の理由により、社会的な影響が極めて大きいと考えられる重大な供給支障等の事故が発生、または予想される場合 5. 当社の事業運営に極めて大きな影響を及ぼす非常事態が発生した場合、又は発生が予測される場合 </td></tr> </tbody> </table>		体制区分	適用条件	第0次非常体制	1. 震度5弱の地震が発生した場合、その他必要な場合	第一次非常体制	1. 震度5強の地震が発生した場合、その他必要な場合 2. 地震以外の自然災害により、社会的な影響が大きいと考えられる重大な供給支障等の事故が発生、または予想される場合 3. 自然災害以外の理由により、社会的な影響が大きいと考えられる重大な供給支障等の事故が発生、または予想される場合 4. 地震警戒宣言等（東海地震予知情報、南海トラフ地震臨時情報、北海道・三陸沖後発地震注意情報）が発表された場合 5. 当社の事業運営に大きな影響を及ぼす非常事態が発生した場合、又は発生が予測される場合	第二次非常体制	1. 震度6弱以上の地震が発生した場合 2. 震度5弱・5強の地震が発生し、中圧又は低圧ブロックを供給停止した場合 3. 地震以外の自然災害により、社会的な影響が極めて大きいと考えられる重大な供給支障等の事故が発生、または予想される場合 4. 自然災害以外の理由により、社会的な影響が極めて大きいと考えられる重大な供給支障等の事故が発生、または予想される場合 5. 当社の事業運営に極めて大きな影響を及ぼす非常事態が発生した場合、又は発生が予測される場合	<table border="1"> <thead> <tr> <th>体制区分</th><th>適用条件</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第0次非常時体制</td><td>1 震度5弱の地震が発生した場合、その他必要な場合</td></tr> <tr> <td>第1次非常時体制</td><td> 1 震度5強の地震が発生した場合、その他必要な場合 2 供給支障となる期間が24時間以内の自然災害が発生し、又は非常事態が発生した場合 </td></tr> <tr> <td>第2次非常時体制</td><td> 1 震度6弱以上の地震が発生した場合 2 震度5弱・5強の地震が発生し、中圧又は低圧ブロックを供給停止した場合 3 地震警戒宣言等（東海地震予知情報・南海トラフ地震臨時情報）が発表された場合 4 供給支障となる期間が24時間以上の自然災害の発生、又は非常事態が発生した場合 </td></tr> </tbody> </table>		体制区分	適用条件	第0次非常時体制	1 震度5弱の地震が発生した場合、その他必要な場合	第1次非常時体制	1 震度5強の地震が発生した場合、その他必要な場合 2 供給支障となる期間が24時間以内の自然災害が発生し、又は非常事態が発生した場合	第2次非常時体制	1 震度6弱以上の地震が発生した場合 2 震度5弱・5強の地震が発生し、中圧又は低圧ブロックを供給停止した場合 3 地震警戒宣言等（東海地震予知情報・南海トラフ地震臨時情報）が発表された場合 4 供給支障となる期間が24時間以上の自然災害の発生、又は非常事態が発生した場合
体制区分	適用条件																		
第0次非常体制	1. 震度5弱の地震が発生した場合、その他必要な場合																		
第一次非常体制	1. 震度5強の地震が発生した場合、その他必要な場合 2. 地震以外の自然災害により、社会的な影響が大きいと考えられる重大な供給支障等の事故が発生、または予想される場合 3. 自然災害以外の理由により、社会的な影響が大きいと考えられる重大な供給支障等の事故が発生、または予想される場合 4. 地震警戒宣言等（東海地震予知情報、南海トラフ地震臨時情報、北海道・三陸沖後発地震注意情報）が発表された場合 5. 当社の事業運営に大きな影響を及ぼす非常事態が発生した場合、又は発生が予測される場合																		
第二次非常体制	1. 震度6弱以上の地震が発生した場合 2. 震度5弱・5強の地震が発生し、中圧又は低圧ブロックを供給停止した場合 3. 地震以外の自然災害により、社会的な影響が極めて大きいと考えられる重大な供給支障等の事故が発生、または予想される場合 4. 自然災害以外の理由により、社会的な影響が極めて大きいと考えられる重大な供給支障等の事故が発生、または予想される場合 5. 当社の事業運営に極めて大きな影響を及ぼす非常事態が発生した場合、又は発生が予測される場合																		
体制区分	適用条件																		
第0次非常時体制	1 震度5弱の地震が発生した場合、その他必要な場合																		
第1次非常時体制	1 震度5強の地震が発生した場合、その他必要な場合 2 供給支障となる期間が24時間以内の自然災害が発生し、又は非常事態が発生した場合																		
第2次非常時体制	1 震度6弱以上の地震が発生した場合 2 震度5弱・5強の地震が発生し、中圧又は低圧ブロックを供給停止した場合 3 地震警戒宣言等（東海地震予知情報・南海トラフ地震臨時情報）が発表された場合 4 供給支障となる期間が24時間以上の自然災害の発生、又は非常事態が発生した場合																		
(略)		(略)																	
第5章 災害時の応急対策活動 第16節 広域応援・受援活動 (略)		P165 第5章 災害時の応急対策活動 第16節 広域応援・受援活動 (略)																	
第5 自衛隊の受入れ 総括・情報班 (略)		第5 自衛隊の受入れ 総括・情報班 (略)																	
3 自衛隊の連絡先 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>連絡先（窓口）</th><th>所在地</th><th>県防災行政通信網番号</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td>第4施設群本部第3科</td><td>相模原市南区新戸</td><td>2812、2813、3802、4814</td></tr> </tbody> </table>		区分	連絡先（窓口）	所在地	県防災行政通信網番号		第4施設群本部第3科	相模原市南区新戸	2812、2813、3802、4814	3 自衛隊の連絡先 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>連絡先（窓口）</th><th>所在地</th><th>県防災行政通信網番号</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td>第4施設群本部第3科</td><td>相模原市南区新戸</td><td>2812、2813、3802、4814</td></tr> </tbody> </table>		区分	連絡先（窓口）	所在地	県防災行政通信網番号		第4施設群本部第3科	相模原市南区新戸	2812、2813、3802、4814
区分	連絡先（窓口）	所在地	県防災行政通信網番号																
	第4施設群本部第3科	相模原市南区新戸	2812、2813、3802、4814																
区分	連絡先（窓口）	所在地	県防災行政通信網番号																
	第4施設群本部第3科	相模原市南区新戸	2812、2813、3802、4814																

新				旧			
陸上自衛隊		2958 046(253)7670 内線 <u>2230</u>		陸上自衛隊		2958 046(253)7670 内線 <u>2650</u>	
	(削除)				<u>東部方面混成団本部</u> <u>第3科</u>	<u>横須賀市御幸浜1-1</u> <u>046(856)1291 内線</u> <u>448</u>	<u>2809、3800、4810</u>
第5章 災害時の応急対策活動				P 168			
第17節 ボランティア活動				第5章 災害時の応急対策活動			
(略)				第17節 ボランティア活動			
第1 災害ボランティアセンターの開設 総括・情報班、監査部、市社会福祉協議会				第1 災害ボランティアセンターの開設 総括・情報班、監査部、市社会福祉協議会			
大規模な災害発生時に応急対策活動を実施するにあたり、市及び防災関係機関だけでは対応が不可能な場合、市内外のボランティアの救援活動が必要となることから、ボランティア活動やその受入れ等の事務を行う災害ボランティアセンターを開設し、ボランティア <u>(一般ボランティア及び専門ボランティア)</u> の受入れを行います。				大規模な災害発生時に応急対策活動を実施するにあたり、市及び防災関係機関だけでは対応が不可能な場合、市内外のボランティアの救援活動が必要となることから、ボランティア活動やその受入れ等の事務を行う災害ボランティアセンターを開設し、ボランティア <u>(一般ボランティア及び専門ボランティア)</u> の受入れを行います。			
※災害ボランティアセンターでの <u>専門ボランティア</u> の受入れは、専門機関に属さない個人を対象とする。 <u>各種専門機関への専門ボランティア派遣要請は、第3で示すとおりとする。</u>				※災害ボランティアセンターでの <u>専門ボランティア</u> 受入れは、専門機関に属さない個人を対象とする。 <u>各種専門機関への専門ボランティア派遣要請は、第3で示すとおりとする。</u>			
※専門ボランティアの一例（医師・看護師・救命士・介護福祉士・ヘルパー・調理師・建築士など）				※専門ボランティア（保健師・看護師・准看護師・介護職・ケアマネジャーなど）			
(略)				(略)			
第6章 復旧・復興対策				P 177			
第2節 被災状況の調査				第6章 復旧・復興対策			
(略)				第2節 被災状況の調査			
第2 権災証明書等の交付 市民部、消防部				(略)			
(略)				第2 権災証明書等の交付 市民部、消防部			
2 被害の判定基準				2 被害の判定基準			
(略)				(略)			

新							旧								
(1) 地震・水害・風害の場合							(1) 地震・水害・風害の場合								
	<u>住家全壊(全焼・全流出)</u>	<u>住家半壊(半焼)</u>			準半壊	一部損壊			<u>全壊</u>	<u>半壊</u>					
		大規模半壊	中規模半壊	半壊						大規模半壊	中規模半壊	半壊			
①損壊基準判定 住家の損壊、流失した部分の床面積の延べ床面積に占める損壊割合	70%以上	50%以上 70%未満	30%以上 50%未満	20%以上 30%未満	10%以上 20%未満	10%未満			70%以上	50%以上 70%未満	30%以上 50%未満	20%以上 30%未満	10%以上 20%未満	10%未満	
②損害基準判定 住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合	50%以上	40%以上 50%未満	30%以上 40%未満						50%以上	40%以上 50%未満	30%以上 40%未満				
(略)	5 罹災証明書の交付に関する広報 罹災証明書の交付は、 <u>チラシ配布</u> 、避難所の掲示板、報道機関等を通じ、被災者に周知徹底します。							(略)	5 罹災証明書の交付に関する広報 罹災証明書の交付は、 <u>臨時広報紙</u> 、避難所の掲示板、報道機関等を通じ、被災者に周知徹底します。						
第8章 南海トラフ地震防災対策推進計画 第5節 時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する事項 (略)							P 223 第8章 南海トラフ地震防災対策推進計画 第5節 時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する事項 (略)								
第4 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項 (略)							第4 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項 (略)								
3 災害対策本部等の設置等 (略)							3 災害対策本部等の設置等 (略)								
市は、災害対策本部を設置し、本部員会議を開催することで、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容について共有するとともに、当面の活動方針を決定します。本部員会議での意思決定を補佐するため、統括調整部を開設し、総括・情報班、避難所対策班、 <u>災害時広報対策班</u> 、その他必要							市は、災害対策本部を設置し、本部員会議を開催することで、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容について共有するとともに、当面の活動方針を決定します。本部員会議での意思決定を補佐するため、統括調整部を開設し、総括・情報班、避難所対策班、 <u>災害時広報対策班</u> 、その他必要								

新	旧
な班を編成します。 (略)	な班を編成します。 (略)